

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
3	14	<p>14 「【考案の詳細な説明】」の欄には、第3条の2及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、次の要領で記載する。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、「【考案の詳細な説明】」の欄の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付し、当該見出しの前には段落番号を付す。</p> <p>へ（略）</p>	<p>14 「【考案の詳細な説明】」の欄には、第3条の2及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、次の要領で記載する。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、「【考案の詳細な説明】」の欄の最後に「<u>塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン</u>」（平成10年6月25日特許庁公示）に従つて作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付し、当該見出しの前には段落番号を付す。</p> <p>へ（略）</p>